

平成20年度第2回稚内市廃棄物減量等推進審議会開催結果(議事録)

1 日時

平成20年4月25日(金) 15:00~17:00

2 場所

稚内市役所3階 市長会議室

3 会議の概要

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

(3) 事業系ごみ・産廃系ごみの料金改正についての答申案審議

- ・会長より、答申案(私案)についての提案があった。まず、「答申にあたって(前段意見)」
「審議の経過」「答申の理由」についての提案があった。

以下に、質疑応答に関する発言内容を記載しますが、審議員が特定できないように委員名を伏せています。また、場合によっては発言の一部を削除しています事を予めご承知願います。

【意見・質疑応答】

(中陳会長)

- ただ今提案した答申案について、何かご意見はありませんか？
- ⇒ (A委員)
- これまでの経過を踏まえ、わかりやすく、非常に良くまとまっていると思います。
- ⇒ (B委員)
- 審議の経過を踏まえていると思います。
- ⇒ (C委員)
- この答申案の内容で問題はないと思います。
- ⇒ (D委員)
- よくまとまっていると思います。
- ⇒ (E委員)
- 内容的にはよくまとまっていると思います。
- ⇒ (F委員)
- この内容で問題ないと思います。
- ⇒ (G委員)
- この内容で問題ないと思います。
- ⇒ (H委員)
- 事業系・産廃系ごみの処理手数料の見直しについては、急激な見直しより段階的な見直しが良いと感じました。
- ⇒ (I委員)
- 事業者で多く排出している所では、大体どのぐらいの量が出ているのでしょうか？
- ⇒ (事務局)
- 新ごみ処分場に統計を取ってもらったところ、多い所では半年間で約20～30トン排出しています。
- ⇒ (I委員)
- 排出事業者自らが処分場に持っていく場合には、処理料金がそのまま掛かってくるので、急激な料金の値上げは負担が大きくなります。各排出事業者の工夫が必要だと思います。
- ⇒ (事務局)
- 排出する際に、排出する物の水分をしっかりと抜いてから処分場に持っていくなどの知恵を使っていくと、事業者の負担も軽減され、排出量削減の効果にも繋がると思います。このことは家庭ごみにも言えることで、生ごみを捨てる場合、水切りの取り組みを徹底すれば排出量を削減することができると思いますので、今後PRに努めたいと思います。

(I 委員)

○ 事業者が家庭ごみのステーションに排出しているという点が少し気になりました。

⇒ (事務局)

● このことについては、付帯意見の中において、「不適正に輩出する事業者への指導徹底を求める」ことで、審議会からの意見としてまとめたいと思います。事業者に対して、ステーションにごみを出さないことを啓発するチラシを配布するなどの対応を考えています。ただ、最初から厳重に取り締まる形ではなく、例えば、小規模事業者で家庭と事業所が併用となっている状況などを充分踏まえて対応したいと思います。また、事業者向けに「ごみと資源の分け方・出し方」のパンフレットを作成するなどの取り組みを進めていきたいと考えています。

・続けて、「具体的な見直しについて」の提案があった。

(中陳会長)

○ 私は審議会としての責任を果たす意味からも、きちんと具体的な数字を出した方がよいと思いますが、皆様の意見はいかがでしょうか？

⇒ (F 委員)

○ 私も具体的に数字を示した方がよいと思います。確かに大幅な値上げの問題はありますが、最初に示した数字と比べると、排出者の減量努力により料金が下がることは良いと思います。

(I 委員)

○ 負担率の算出根拠について、各方面で問われることが考えられます。

⇒ (事務局)

● 前の管理型処分場が満杯になった時期を調べてみると、建設業界の声を聞いた状況においては、政策的判断として新しい産業廃棄物処分場を造らざるを得ない状況だったと考えられます。負担率の根拠として産業廃棄物を考えた場合、産業廃棄物の処理は事業者責任だとしても、政策的判断で一部を負担するという考え方もあっても良いと思います。また、家庭系ごみに関しては、行政の基本的サービスという面で無料としていましたが、分別拡大・資源化等の対策により、基本的サービスの領域を超え、コストも掛かる状況になったため、一定程度の負担が必要だと考えられます。

(I 委員)

○ ごみの排出抑制により、処分場の運営期間を延ばしたことについても、しっかりとした根拠は必要だと思います。

⇒ (事務局)

● 家庭系ごみの有料化により、2割から3割の排出抑制で約2年の延命化は予測されま

す。さらに事業系ごみや産廃系ごみに対しても減量化、資源化の対策をしっかりとれば可能だと思います。一方で、有料化への反対意見でリバウンド現象を取り上げる方がいますが、有料化後に対応をとらないとリバウンド現象が生じますが、細かな住民対応を努力していけば、リバウンドを回避することが出来ると思います。

(G委員)

- このところ、稚内市において、ごみ分別などの施策を積極的に進めていると感じています。仮にリバウンドがあったとしても、分別の徹底を押さえておけば、かなりごみの量が削減できると思います。処分場の使用期間の設定については、とても良い設定方法だと思いました。確実な数字で設定するのは確かに正しい方法ですが、根拠を明確にして、可能性の数値を設定に踏み込むのは、より適切な方法だと感じました。ちなみに、紙ごみの分別を徹底して行ってみましたが、驚異的にごみの量が減りました。分別の徹底がどれだけ大事かを実感しました。観点を明確にして周知徹底を図れば、ごみ減量を進めることができると思います。また、事業系ごみや産廃系ごみに関しても、より積極的に進めるべきことはないでしょうか？

⇒ (事務局)

- 自己責任が最も重い産業廃棄物の処理に対しては、それなりに負担を求めることは必要だと思います。また、産業廃棄物のあり方について様々な意見が出ていますが、このことについても付帯意見に盛り込む必要はあると思います。

・最後に会長より、これまでの委員の意見を集約した「付帯意見」について提案があった。

(G委員)

- 産業廃棄物処分場に関し、近い将来廃止を含めて検討するという考え方には反対です。政策的判断をもっと明確にしなければならないと思いますし、ごく僅かでも産業廃棄物が出るので、そこに産業廃棄物処分場が存在する意義を見出すことができると思います。ただし、その運営にあたってコストを低減させることなどは必要だと思います。

(事務局)

- 産業廃棄物がある意義の例として、産業廃棄物は、圏内において広域移動が認められるのですが、「基本的に稚内市で出たごみは稚内市で処理すべき」という考え方もあります。これらを総合すると、さらにどのように活用すべきかの議論は必要と思われます。

⇒ (I委員)

- あとは、いかにコストを下げるかを考えていった方が良いと思います。

(I委員)

- 建設当初には「建設業界の混乱を回避する」と記載されておりますが、その当時として、混乱する状況はあったのでしょうか？

⇒ (H委員)

- 産業廃棄物処分場が管理型から安定型に変わった時に、戸惑った状況が出できたと思います。実際にはしっかりリサイクルが進んでいる状況にありますので、大きな混乱は出なかったと思います。

(中陳会長)

- まとめに入りたいと思いますが、段階的に処理料金を上げる場合、何年を見込んで設定するかを考えましたが、私としては、これまでの議論展開からして、2～3年は必要でないかと思います。3年というのは少し長いと感じますが、値上げ率を見ると、3年という期間を設けないと負担感は大きいと思います。また、ごみ減量・資源化を進めるにも、3年は必要だと思います。

⇒ (審議委員)

- 異議なし

(中陳会長)

- 有料化の実施時期の表現について、出来るのであれば、平成21年4月からとしたいのですが、いかがでしょうか？

⇒ (A委員)

- 4月実施の場合には、何か問題がありますでしょうか？

⇒ (事務局)

- 4月と設定した場合に問題となるのは、降雪期の大量のごみが出る状況が懸念されます。

⇒ (A委員)

- ごみを早めに出すようなPRをしていけば良いと思います。

⇒ (事務局)

- 皆さんの意見を集約すると、平成21年4月実施にして、但し書きで、3月での駆け込み排出をさせないために、ごみを早めに出すよう呼びかけるPRが必要だということですね。平成21年4月とした場合には、十分な周知期間もあり分別拡大も徹底できると考えられます。

⇒ (A委員)

- 平成21年4月と設定した方が良くはないでしょうか。

⇒ (C委員)

- 私も平成21年4月とした方が良くと思います。各町内会に聞いても、有料化への理解が高まってきていますし、カラス対策など、ごみ処理対策も浸透しているので、有料化に向けて良い機会だと考えています。

⇒ (D委員)

○ 新聞等でも取り上げられ、市民の意識も深まっていると思いますので、有料化に向けて盛り上がっていると感じています。間延びしないうちに実施した方が良いと思います。

⇒ (H委員)

○ 逆に平成21年4月実施ということが新聞等に大きく取り上げられた場合の反応について、メリット・デメリットの両面が出るかもしれませんが、関心を得る点から考えて、良いことではないかと思います。

⇒ (E委員)

○ 平成21年4月実施として良いと思います。

⇒ (B委員)

○ やはり時期を明確にした方が良いと思います。受ける側もその時期に向け考えていくと思います。また、有料化実施の1～2ヶ月前に試行期間を設けてはいかがでしょうか？

⇒ (事務局)

● 市議会の民生文教常任委員会において、議員の方々からごみ処理について考え方を出示してもらい、その実現の可能性について検討した結果を前日に示したのですが、その中で試行期間を設定することが必要だという意見がありました。有料化については適切な施策を実施することを前提として、理解を頂いたと考えます。なお、高齢者に対する周知、新生児世帯や高齢者・障害者への支援、ごみステーション対策などに関する意見が出て、その実施について考えております。

⇒ (中陳会長)

○ それでは、実施時期については平成21年4月1日からとしたいと思います。また、緩和措置を3年間設けることについても盛り込みたいと思います。

(中陳会長)

○ これまで一通り答申書(会長私案)について検討しましたが、全体的に見て、何か意見はありませんでしょうか？

⇒ (F委員)

○ 産業廃棄物処分場の廃止について、記載した方がよいのでしょうか？

⇒ (中陳会長)

○ 廃止の記載についてどう思いますか？

⇒ (G委員)

○ 市の状況が非常に厳しいと言う場合を別にすると、ある物を無くすというよりは、コストを抑えるなどして活用するほうが良いと思います。そうしなければ、産廃分の一部を市で負担する根拠もぼやけてきます。市が負担する理由として、コストを抑えて積極的に活用していくという考え方を持てば処分場が存在する意義を伝えることができると思います。

⇒（I委員）

- 地域に愛着を感じ、稚内市に住んでよかったと思えるようにしたいと考えた場合、存在している物を無くすなど消極的に考えないほうが良いと思います。産業おこしをしたいと考えた場合には処分場の存在が必要となりますので、処分場を無くすという考えには疑問を感じます。

（中陳会長）

- 他に意見はありませんか？

⇒（G委員）

- 中間答申には示しているのですが、子供たちなどに対する環境教育について、さらに今回も盛り込んだ方が良いでしょうと思います。

⇒（事務局）

- 環境教育は重要な事項ですので、付帯意見の前段として盛り込むことが必要だと思います。

⇒（中陳会長）

- それでは、環境教育に関しても付帯意見として盛り込みたいと思います。以上のことを踏まえてこの私案をもとに答申の原案を作成したいと思います。

（4）今後の審議会の開催について

- ・今回議論したことをまとめて連休明けに答申案を出し、その案を見てもらって、次回の審議会で精査した後に答申を出していくことを確認。

（5）その他

- ・答申を出した後についても、任期中はごみ処理施策等について数回の審議会を開催する方向を確認。

（6）閉 会